

米原市空家バンク利活用促進奨励金 (令和7年度改正)

空家の利活用に向けた米原市空家バンクの利活用促進を目的として、予算の範囲内で奨励金を交付します。

<p>交付要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○奨励金の交付日から2年以上継続して空家バンクに登録する意思があり、空家バンク事業に積極的に協力する意思があること(バンクへの登録について奨励金を申請する場合)。 ○バンクの利活用により成約した登録物件であること(登録物件の成約について奨励金を申請する場合)。 ○奨励金の申請が登録または成約から3か月以内であること。 ○登録物件が、過去に米原市空家バンク登録奨励金または米原市空家家財処分等補助金の交付を受けていないこと(過去の所有者が当該奨励金または補助金の交付を受けている場合を含む)。
<p>交付対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○空家バンクに登録した空家の所有者等であること。 ○市税等の滞納がないこと。 ○暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
<p>奨励金額</p>	<p>バンクへの登録：1万円 登録物件の成約：3万円</p>
<p>申込方法</p>	<p>以下の書類を御用意の上、下記申請先まで提出してください。</p> <p>【申請書類および添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空家バンク利活用促進奨励金交付申請書兼請求書 ○空家バンク登録および成約物件証明書 ○誓約書兼同意書



米原市公式ウェブサイト

米原市空家バンク

(NPO 法人 滋賀・まいばら空き家対策会)

〒521-0242

滋賀県米原市長岡 1269

TEL/FAX : 0749-56-1034

公式サイト 恋する空き家プロジェクト
(<http://koisuru-akiya.com/>)



恋する空き家



【奨励金のお問い合わせ・申請先】

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市役所 経済環境部 シティセールス課

TEL:0749-53-5140 / FAX:0749-53-5139

E-mail:visit@city.maibara.lg.jp